

令和元年 6 月 25 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博
(公印省略)

「インバウンド受入体制整備事業」の委託に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記のとおり企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「インバウンド受入体制整備事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書10. (1)に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和元年 7 月 9 日(火)17:00

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、「企画提案指示書」を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 参加表明〆切 | 令和元年 7 月 9 日(火) 17 時 |
| (2) 企画提案書提出〆切 | 令和元年 7 月 18 日(木) 17 時 |
| (3) 企画審査会 | 令和元年 7 月下旬 |
| (4) 契約書の締結 | 令和元年 8 月上旬 |

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階

地域支援本部地域観光部 担当：沼沢、古関

電話:011-231-2900 fax:011-232-5064 mail:y_numazawa@visithkd.or.jp

1. 委託業務名

インバウンド受入体制整備事業(台湾市場)

2. 事業目的

外国人観光客を偏りなく、より多く受け入れていくため、地域の中堅観光人材を対象に、相手国の嗜好を汲んだ、広範かつ積極的な情報提供能力、戦略的なプレゼンテーションやセールスコール技能の習得・向上及び対象国との人的ネットワークの構築を図ることを目的とした研修会等を実施し、プロモーションと受入を総括的にプロデュースできるノウハウを習得してもらうことにより、地域の自立的なインバウンド受入体制を整備する。

3. 委託期間

契約締結日～令和2年(2020年)2月28日(金)

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※ 企画提案内容に加えて価格についても審査基準とします。

5. 予算額(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。)

5,400千円

6. 業務内容及び実施方法

(1) 市場別セミナーの開催(市場特性、PR手法等を学ぶ)

① 実施回数：1回2h程度×1回×2エリア(札幌及び地方)、計2回程度

② 内容：対象国概要、社会経済状況、対象市場のトレンド、旅行博や商談会の心得と手法等をテーマとしたプログラムの受講を通じ、インバウンドプロモーションと受入体制整備を総括的にプロデュースできるノウハウが習得できるよう配慮すること

③ 講師：現地の観光業界事情に通じた専門家(国籍不問)

④ 受講想定数：各エリア10名程度

⑤ 海外PR対応マニュアルの作成・配付：受講生がインバウンドPR事業を企画・立案・実施する際の参考となるようなもの

※ 提案事項：セミナー内容、講師候補、実施回数、会場など、海外PR対応マニュアルの構成等について

(2) プロモーションスキルアップ研修の開催

① 実施回数：1回2h程度×2回以上×2エリア(札幌及び地方)、計4回程度

② 内容：対象国に訴求するモデルルートの企画や提案方法などをテーマとしたプログラムの受講を通じ、受講者のステップアップにつながるよう配慮すること

(H28及びH30はPRリーフレット作成の実技研修を実施、H29は動画等作成の実技研修を実施)

③ 講師：現地の観光業界事情に通じた専門家など

④ 受講想定数：各エリア10名程度

※ 提案事項：研修カリキュラム、講師候補、制作物案、スケジュールなどについて

(3) 現地実践研修の実施

① イベント出展、商談会、セールスコール等のPR業務の支援

例 1) イベント出展：ブース代負担、通訳手配、ノベルティの確保など

例 2) 商談会：参加テーブル代負担、通訳手配、PRグッズの確保など

例 3) セールスコール：訪問先アポイント、通訳手配、車両借上など

例 4) 独自セミナー、説明会開催：企画、集客、進行など

※受講生の航空券、宿泊等の費用負担、手配は不要

※上記PR業務はあくまでも例示であるので、他の業務提案を妨げるものではない。

② 講師：現地コーディネーターを確保し、適宜アドバイスできる体制を整えること

③ 内容：実践研修を通じ、現地での人的ネットワークの構築に繋がるよう配慮すること

※ 提案事項：現地実践研修の実施内容について(2 つ以上の研修メニューを提案すること)

(4) フォローアップ研修の開催

① 実施回数：1回2h程度×1回×2エリア(札幌及び地方)、計2回程度

② 内容：研修を通じての効果検証及び研修成果を地域で発揮できる方法を考察するための場として実践研修終了後に開催

③ 講師：市場別セミナーに同じ

④ 受講想定数：各エリア10名程度

※ 提案事項：セミナー内容、講師候補、実施回数、会場などについて

(5) 受講生の募集

① 参集範囲：道内全域

② 募集対象：市町村・観光協会の職員、ホテル・観光施設、農山漁村での滞在型旅行体験を提供する事業者等の民間職員も対象とすること

※ 提案事項：募集要綱について

(6) 事業の取り組みを広報するパブリシティの実施

① 道内の新聞、テレビ、雑誌、web掲載等

② 現地の新聞、テレビ、雑誌、web(ブログ、SNS)、フリーペーパー等

※ 提案事項：本事業の広報が可能なパブリシティについて

(7) 事業実施内容の効果測定：受講者へのアンケート調査を実施すること

(8) 事業終了後、上記研修の結果及び得られた成果等に関する報告書を作成すること

(9) 追加提案：上記以外で、目的達成に資する企画提案を可とする

7. 企画提案応募条件

(1) 単独企業又は複数の企業等による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(2) 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を満たしていること。

① 次のいずれかに該当する者であること

ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること

- ③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること
- ④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
研修等の内容が、事業目的を達成させるために効果的か。また、研修等の内容は、道内インバウンドの実情を反映したものが。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
事業実施のノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和元年(2019年)7月 9日(火) 17時	参加表明 締切
令和元年(2019年)7月18日(木) 17時	企画提案書 提出期限
令和元年(2019年)7月 下旬	企画提案の審査(審査会)
令和元年(2019年)8月 月上旬	委託事業者決定・契約

10. 企画提案書の提出

- (1) 参加表明 令和元年(2019年)7月 9日(火) 17時 まで
※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail:y_numazawa@visithkd.or.jp)とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。
①会社又は法人名、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号
⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス
※コンソーシアムの場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容
- (2) 提出期限 令和元年(2019年)7月18日(木) 17時
- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
地域支援本部 地域観光部 (担当:沼沢、古関)
- (4) 提出部数 5部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部)
- (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格は A4 判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で 30 頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。
 - ① これまでの事業実績

会社の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。

なお、提出する企画提案書の1部にのみ社名及び業務担当者名等を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

費用項目の明細を記載すること（* 交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費 等）

12. 企画提案に関する審査

- (1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング(以下「審査会」という。)を実施する。日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。

13. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努めること。
- (7) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (8) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (9) 再委託等の予定について
再委託の予定(下記②の業務に限る)がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるので留意すること。*観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。
 - ① 「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)・・・再委託を行うことはできない。
 - ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
 - ③ 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。
- (10) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振

興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。

(11) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

14. 問い合わせ先

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援本部 地域観光部 担当：沼沢、古関

TEL:011-231-2900 FAX:011-232-5064 E-mail:y_numazawa@visithkd.or.jp

1. 委託業務名

インバウンド受入体制整備事業(タイ市場)

2. 事業目的

外国人観光客を偏りなく、より多く受け入れていくため、地域の中堅観光人材を対象に、相手国の嗜好を汲んだ、広範かつ積極的な情報提供能力、戦略的なプレゼンテーションやセールスコール技能の習得・向上及び対象国との人的ネットワークの構築を図ることを目的とした研修会等を実施し、プロモーションと受入を総括的にプロデュースできるノウハウを習得してもらうことにより、地域の自立的なインバウンド受入体制を整備する。

3. 委託期間

契約締結日～令和2年(2020年)2月28日(金)

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

※ 企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

5. 予算額(消費税及び地方消費税相当額10%を含む。)

5,400千円

6. 業務内容及び実施方法

(1) 市場別セミナーの開催(市場特性、PR手法等を学ぶ)

- ① 実施回数：1回2h程度×1回×2エリア(札幌及び地方)、計2回程度
- ② 内容：対象国概要、社会経済状況、対象市場のトレンド、旅行博や商談会の心得と手法等をテーマとしたプログラムの受講を通じ、インバウンドプロモーションと受入体制整備を総括的にプロデュースできるノウハウが習得できるよう配慮すること
- ③ 講師：現地の観光業界事情に通じた専門家(国籍不問)
- ④ 受講想定数：各エリア10名程度
- ⑤ 海外PR対応マニュアルの作成・配付：

受講生がインバウンドPR事業を企画・立案・実施する際の参考となるようなもの

※ 提案事項：セミナー内容、講師候補、実施回数、会場など、海外PR対応マニュアルの構成等について

(2) プロモーションスキルアップ研修の開催

- ① 実施回数：1回2h程度×2回以上×2エリア(札幌及び地方)、計4回程度
- ② 内容：対象国に訴求するモデルルートの企画や提案方法などをテーマとしたプログラムの受講を通じ、受講者のステップアップにつながるよう配慮すること
(H28はPRリーフレット作成の実技研修を実施、H29及びH30は動画等作成の実技研修を実施)
- ③ 講師：現地の観光業界事情に通じた専門家など
- ④ 受講想定数：各エリア10名程度

※ 提案事項：研修カリキュラム、講師候補、制作物案、スケジュールなどについて

(3) 現地実践研修の実施

① イベント出展、商談会、セールスコール等のPR業務の支援

例 1) イベント出展：ブース代負担、通訳手配、ノベルティの確保など

例 2) 商談会：参加テーブル代負担、通訳手配、PRグッズの確保など

例 3) セールスコール：訪問先アポイント、通訳手配、車両借上など

例 4) 独自セミナー、説明会開催：企画、集客、進行など

※受講生の航空券、宿泊等の費用負担、手配は不要

※上記PR業務はあくまでも例示であるので、他の業務提案を妨げるものではない。

② 講師：現地コーディネーターを確保し、適宜アドバイスできる体制を整えること

③ 内容：実践研修を通じ、現地で人的ネットワークの構築に繋がるよう配慮すること

※ 提案事項：現地実践研修の実施内容について(2 つ以上の研修メニューを提案すること)

(4) フォローアップ研修の開催

① 実施回数：1回2h程度×1回×2エリア(札幌及び地方)、計2回程度

② 内容：研修を通じての効果検証及び研修成果を地域で発揮できる方法を考察するための場として実践研修終了後に開催

③ 講師：市場別セミナーに同じ

④ 受講想定数：各エリア10名程度

※ 提案事項：セミナー内容、講師候補、実施回数、会場などについて

(5) 受講生の募集

① 参集範囲：道内全域

② 募集対象：市町村・観光協会の職員、ホテル・観光施設、農山漁村での滞在型旅行体験を提供する事業者等の民間職員も対象とすること

※ 提案事項：募集要綱について

(6) 事業の取り組みを広報するパブリシティの実施

① 道内の新聞、テレビ、雑誌、web掲載等

② 現地の新聞、テレビ、雑誌、web(ブログ、SNS)、フリーペーパー等

※ 提案事項：本事業の広報が可能なパブリシティについて

(7) 事業実施内容の効果測定：受講者へのアンケート調査を実施すること

(8) 事業終了後、上記研修の結果及び得られた成果等に関する報告書を作成すること

(9) 追加提案：上記以外で、目的達成に資する企画提案を可とする

7. 企画提案応募条件

(1) 単独企業又は複数の企業等による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(2) 単独企業及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を満たしていること。

① 次のいずれかに該当する者であること

ア 民間企業

イ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人

ウ その他の法人又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること

- ③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること
- ④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
研修等の内容が、事業目的を達成させるために効果的か。また、研修等の内容は、道内インバウンドの実情を反映したものか。
- (2) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
事業実施のノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和元年(2019年)7月 9日(火) 17時	参加表明 締切
令和元年(2019年)7月18日(木) 17時	企画提案書 提出期限
令和元年(2019年)7月 下旬	企画提案の審査(審査会)
令和元年(2019年)8月 月上旬	委託事業者決定・契約

10. 企画提案書の提出

- (1) 参加表明 令和元年(2019年)7月 9日(火) 17時 まで
※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail:y_numazawa@visithkd.or.jp)とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。
①会社又は法人名、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号
⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス
※コンソーシアムの場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容
- (2) 提出期限 令和元年(2019年)7月18日(木) 17時
- (3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
地域支援本部 地域観光部 (担当:沼沢、古関)
- (4) 提出部数 5部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部)
- (5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

11. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。
 - ① これまでの事業実績

会社の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。

なお、提出する企画提案書の1部にもみ社名及び業務担当者名等を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

費用項目の明細を記載すること（* 交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費 等）

12. 企画提案に関する審査

- (1) 企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。日時及び場所については、別途通知する。
- (2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。
- (3) 審査会時の追加資料の配付については認めない。

13. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努めること。
- (7) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (8) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (9) 再委託等の予定について
再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要があるため留意すること。*観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。
 - ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）…再委託を行うことはできない。
 - ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務…再委託に際し、当機構の承諾を要する。
 - ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）…再委託に際し、当機構の承諾を要さない。
- (10) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振

興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。

(11) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

14. 問い合わせ先

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援本部 地域観光部 担当：沼沢、古関

TEL:011-231-2900 FAX:011-232-5064 E-mail:y_numazawa@visithkd.or.jp